

特定非営利活動法人愛知善意ガイドネットワーク 定款

2020（令和2）年度

特定非営利活動法人愛知善意ガイドネットワーク定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人愛知善意ガイドネットワーク（英文名：Aichi Goodwill Guides Network、略称：AGGN）という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を、愛知県日進市蟹甲町中島277-1「日進にぎわい交流館」内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、愛知県を訪れた外国人に地域の良さを紹介する事業及びこの地域に滞在する外国人と交流を図る事業を行い、国際交流に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

(1) 国際協力の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

通訳案内業法に抵触しない範囲内での観光ガイド、通訳などのボランティア活動
研修会の開催によるボランティアガイドなどの育成
ボランティアガイド等に関する普及啓発事業
外国人と会員、一般市民との交流会の開催
ガイドや国際交流に関する講演会の開催

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し財政的支援をする個人及び法人

(入会)

第7条 正会員は、次に掲げる条件のいずれも備えなければならない。

(1) 積極的に活動する意欲を有すること

(2) 成人であること（未成年の場合は保護者の同意のある者）

2 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前項各号に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

4 賛助会員の入会は、第2項及び第3項に準ずる。

(入会金及び年会費)

第8条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員の会費については第1項に準ずる。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

2 賛助会員の資格の喪失については、第1項に準ずる。

(退会)

第10条 正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

2 賛助会員の退会については、第1項に準ずる。

(除名)

第11条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 賛助会員の除名については、第1項に準ずる。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 ネットワーク団体

(定義)

第13条 この法人は、会員の他にネットワーク団体を募る。

2 ネットワーク団体とは、この法人の目的に賛同し登録を行った団体を指す。

(登録)

第14条 ネットワーク団体は、次に掲げる条件を備えなければならない。

- (1) この法人と協力関係を築く意思を有した非営利団体であること
- (2) 自発的に活動する語学、ガイド又は文化研究に関連する団体であること
- (3) 法第2条第2項第2号及び同法第12条第1項第3号に該当する団体であること

2 ネットワーク団体として登録しようとする団体は、理事長が別に定める登録申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は理事会においてその適否を諮り、正当な理由がない限り、登録を認めなければならない。

3 ネットワーク団体として登録しようとする団体は、この法人との交流を深める意味において、代表者又はその代理のものが正会員として入会することが望ましい。

4 理事長は、前項のものの登録を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって団体又はその代表者にその旨を通知しなければならない。

(登録料)

第15条 ネットワーク団体の登録料は無料とする。

(資格の喪失)

第16条 ネットワーク団体が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する

- (1) 脱退届の提出をしたとき
- (2) 該当の団体が消滅したとき
- (3) 登録抹消されたとき

(脱退)

第17条 ネットワーク団体は、理事長が別に定める脱退届を理事長に提出して、任意に脱退することができる。

(登録抹消)

第18条 ネットワーク団体及びその会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、その登録を抹消することができる。この場合、その団体の代表者又はその代理のものに対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

第5章 役員及び職員

(種別及び定数)

第19条 この法人に次の役員を置く。

1 理事 13人

2 監事 2人

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第20条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第21条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第22条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第23条 理事又は監事のうち、その定款の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第24条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第25条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第26条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

第6章 総会

(種別)

第27条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第28条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第29条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第56条において同じ。)
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第30条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第21条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第31条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第32条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第33条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第34条 総会における議決事項は、第31条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可決同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第35条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第36条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

- (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 理事会

(構成)

第37条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第38条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第39条 理事会は、隔月または次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第21条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第40条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第41条 理事会の議長は理事長がこれに当たる。

(議決)

第42条 理事会における議決事項は、第40条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第43条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第44条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第45条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- 1 設立当初の財産目録に記載された財産
- 2 入会金及び会費
- 3 寄付金品
- 4 財産から生じる収入
- 5 事業に伴う収入
- 6 その他の収入

(資産の区分)

第46条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第47条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第48条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第49条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第50条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第51条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第52条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を得なければならない。

(予算の追加及び更正)

第53条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第54条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第55条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第56条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第9章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第57条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経て、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第58条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡

- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第59条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、国に譲渡するものとする。

(合併)

第60条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第61条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、中日新聞に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイトの法人入力情報に掲載して行う。

第11章 雑則

(細則)

第62条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	大角佳生
副理事長	佐藤久美子
理事	泉地信良
同	大竹富三江
同	加藤紀子
同	中田尚男
同	中西哲彦
同	成瀬陽子
同	藤田幸弘
同	三輪容子
監事	大竹正男
同	鈴木哲

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第22条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成15年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第50条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第55条の規定にかかわらず、成立の日から平成15年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。ただし、任意団体愛知善意ガイドネットワークに既に入会金及び会費を納めている者については、設立当初の入会金及び会費の納入を免除する。

- 1 入会金 2,000円（賛助会員を除く）
- 2 年会費 正会員 4,000円（但し学生については3,000円とする）
賛助会員 1口10,000円

附則

この定款は、平成16年5月16日から施行する。

附則

この定款は、愛知県知事の認証を受けた日（平成16年9月2日）から施行する。

附則

この定款は、平成18年5月14日から施行する。

附則

この定款は、平成24年5月13日から施行する。

附則

この定款は、平成30年5月13日から施行する。